

Title	現場と教室の架橋：大川小学校の事例から学校の安全を考える
Sub Title	
Author	森岡, 崇(Morioka, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学教職課程センター
Publication year	2025
Jtitle	慶應義塾大学教職課程センター年報 (Annals of the Teacher Training Center Keio University). No.33 (2024.) ,p.77- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾大学教職課程センター公開研究会 日時：2024年11月16日 (土) 13:00～14:30 場所：慶應義塾大学三田キャンパス南校舎421教室
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10203872-20250831-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学教職課程センター公開研究会

現場と教室の架橋 —大川小学校の事例から学校の安全を考える—

森岡 崇

(慶應義塾志木高等学校教諭)

日時：2024 年 11 月 16 日（土）13:00 ～ 14:30

場所：慶應義塾大学 三田キャンパス 南校舎 421 教室

皆さん、お忙しい中ありがとうございます。慶應志木高校の森岡です。

こんな題を付けました。現場と教室をどうしたらつなぐことができるだろうかというのが、教員をやっていて、私が立ち止まり、困って右往左往しているところです。それをそのままどんな右往左往をしているのかを、泣き言だと思っていただければと思います。それなりに真面目にやっているつもりでいるのですが、答えが出ないことはたくさんあるので、その辺りを率直に皆さんと考えられたらうれしいなと思っております。

大川小学校に行ったことがある方、ちょっと手を挙げていただけますか。数名。ありがとうございます。

もし機会があれば、ぜひ行かれることをおすすめします。ただ、公共の交通機関がありませんので相当面倒くさいですが、最寄りの JR の駅からタクシーで片道 7000 円かかります。あとは仙台からレンタカーとかです。私はレンタカーも使っていたのですが、結局現地で面倒なので東京から自分の車で行ってしまいうことが多いです。6 時間ぐらいです。そんな話もこれからおいおいさせていただこうと思います。

【自己紹介】

まず自己紹介です。私は 1982 年に慶應の法学部法律学科に入学しました。今、年齢は 61 歳です。ちょうどバブル真っ盛りの頃の卒業ですが、卒業の頃に教員になりたいということを考えました。伺ったところによると、この中には 1 年生もたくさ

んいらっしゃるということですが、私は1年生のときに尻尾を巻いて逃げたくちです。というのは、その頃私は都立高校の先生になりたかったのですが、東京都の採用試験が、毎年社会科は受験者数がだいたい500名、採用が5人とか6人の1%。その試験に人生を賭けるのは無理だなと思って、実は大学に入学した頃は高校の先生って面白そうだなとうっすら思っていたのですが、やめてしまいました。

バブル真っ盛りの頃ですから、今とは全然違って有名な企業からでも3日で内定が取れると言われた時代です。僕の同級生はみんないわゆるバブル入社組で、入ってから相当苦勞をしている話はたくさん聞いていますので、内定だけは簡単だったという時代です。そういう時代でしたので、私も普通に就職活動をしたのですが、その途中で生まれて初めて人生を真面目に考えたんですね。それで、やっぱりこれは違うと。そういえば高校の先生をやりたいと思っていたなと思って、親に頼んで留年させてもらいました。4年生を留年し、5年目から教員免許を取り始めるというlate starterです。

当然1年では取り切れなくて、翌年、もうしょうがないので卒業をするしかないわけです。内定もない、法律にちょっと詳しい、免許もないただのお兄ちゃんです。卒業しなければいけないので、文学部の学士入学の試験を受けて、文学部社会学専攻に。当時は社会学科と言っていましたが、そこに入りました。そこでいろいろなことがあって、ちょっとメンタルのバランスを崩して身体症状が出て、いろいろありました。

その後、社会学の山岸健先生が大学院に誘ってくださって、私は社会学研究科の修士課程に入ります。私はもともと法学部法律学科で刑法の勉強をしていたので、法律学科のときの指導教授だった宮澤浩一先生にも相談に行ったら、去る者は追わずというタイプの先生で、「来れば？」と言う。最後、法学研究か社会学研究か迷ったのですが、結局は社会学研究科の入試を受けて合格することができました。

法学部の宮澤先生も大変懐が深い先生で、社会学研究科に行ったからといって私を追っ払うわけでもなく、「授業に出てくれば」みたいなことを言ってくれました。慶應のいいところは、文・経・商・法・政が全部このキャンパスにあるということです。私は3号館という建物で大学院生生活を送りましたが、隣の部屋が経済学研究科であったり文学研究科であったりするわけです。結果として私は修士課程で、法律と社会学半分ずつぐらいの単位を取って演習にも出て修了することができました。

私は、実は大学院では法社会学という法律を社会学で見るということをやって、それはそれで大変楽しかったです。そうしている間に中高の社会科の免許をやっと

取れました。22歳で方向転換して、26歳です。身体症状が出たり、暗く暗くドツボの20代前半だったのですが、ちょっときっかけがありました。交換留学のポスターが貼ってありました。昔からドイツに行きたいと思っていたのですが、ドイツの大学のポスターでした。それを見て、ベルリンやミュンヘンはきっと人気が高いだろうと。まだ西ドイツの時代です。88年ですね。ボン、人気がなさそう。出したら通りました。それで私はボン大学に短期ですが行きました。

そこでは大変いい思いをし、結果として、ドイツ語とか社会学の勉強は何もしないで帰ってきたのですが、精神衛生上大変よく、いろいろな自分のこだわりが取れて帰ってくることができました。それで社会科の免許をやっと取れたわけです。

修士課程を出れば高校の教員ぐらいあるだろうとたかをくくっていたら、少子化が来ることがもう分かっている時期でしたので、どこの学校もどんどん専任の数を絞るという時期でなかなかない。非常勤はあったのですが、生まれて初めてやったのが慶應義塾高等学校。これは義塾の留学制度を利用して留学する先生の穴埋めということでした。それから戸板女子高等学校、今は名前が変わって三田国際学園という名前の男女共学の学校になっています。昔はNECのビルのふもとにあった中高一貫の女子校で非常勤講師をしたのですが、とにかく専任がない。もちろん戸板の専任になりたかったのですがなかなかしてもらえなくて、履歴書がどんどん汚れていきます。中退があったり1年留年していたり。

こういう場なので皆さんにお話ししますが、当時はインターネットがありませんので、掲示板に教員採用のポスターが出るんですね。「〇〇学園社会科教員募集」。そうすると、出るたびに履歴書を書いては送りました。書いては送り、書いては送り、全部落ちました。おそらく、履歴書が汚いという点で書類で落ちたのだらうと思いますが、このままではまずい中、博士課程に合格できました。博士課程の途中でやはり履歴書を送りまくっていたら、たった1校、最初で最後、内定をもらえたのが慶應義塾志木高等学校だったということです。ですから、全く happen to be ですね。

【慶応志木】

入った学校は比較的勤務は楽しくやらせていただいて、今の主事という仕事は面倒くさくて楽しくないことがたくさんありますが、授業は大変面白いです。実は私は社会科の免許を取っているのですが、家庭科も取りました。埼玉県の中で男子の家庭科の教員はもう二桁を切りました。今、数名です。絶滅危惧種になっていますが、家庭科は放送大学と日本女子大で取っています。最終学歴とは言えないそうですが、最後の学生証を持ち歩いていたのは日本女子大学です。ちゃんと学生証をもらいま

した。科目等履修生という必要な単位だけ来てもよいというもので、二十歳ぐらいの女の子と机を並べて裁縫から料理から、浴衣まで縫いました。それはそれで今になって幅が広がって大変面白いなと思っています。

私が勤めているのが慶應志木高校。10万平方メートル、ものすごく広い学校です。ここに七百数十名の生徒しかいません。東京ドームで換算すると2個分くらいだそうです。池袋から20分、駅から5分。一等地です。ここは、福澤諭吉の弟子だった、電力の鬼と言われていた松永安左エ門が研究所で取得していた土地を戦後慶應義塾に寄贈した土地です。慶應義塾が農学部にする予定でしたが、慶應は大学の中で戦争の被害をものすごく大きく受けた大学で、三田なんかは爆弾でみんなやられてしまった。お金がない中で農学部にすることを諦め、最初は農業高校でスタートし、普通科に転換し、去年75周年をやりました。私はここに30年勤めていますが、意外と飽きないです。いろいろなことが面白いですね。

さて、私がこれからお話をする大川小学校ですが、「法学入門」という授業の中でここ数年扱っています。その授業は3年生対象の自由選択科目で、必修ではありません。3年生が二十数個ある選択肢の中から好きなものを5個取るという仕組みです。2時間続きの授業を5個ですから、合計34時間の単位数のうち10時間が自由選択になります。今年は63名履修しています。週2時間の法学入門という名前の授業です。基本的には法律の基礎知識がないのが前提ですので、1学期は基礎知識、具体的には憲法、民法、刑法の外枠のお話です。

この中で法学部法律学科の方がいたら手を挙げていただけますか。残念、ほとんどいない。ありがとうございます。私は法律学科でしたから、教員免許を取るときは完全にアウェイでした。法律学科は本当に少ないんですね。

1学期は、法律学科の1年生が夏休み前までにやるようなお話のアウトラインを話しました。その上で、2学期はちょっと具体的なお話、事例を中心に、「ライフと法」というテーマでいくつかやっています。最後、この後の3学期ですが、まとめとして刑事訴訟法を扱う予定です。刑事訴訟法というのは、基本的に国民の人権を守りながら警察をどのように動かすかみたいな人権の問題と直結するものですので、人権といえば高校の教科書に出てくる基本文献の一つ、ジャン＝ジャック・ルソーを今年は並行して読んでみようかなと思って『人間不平等起源論』1冊まるまる試験範囲ということをやっています。

これも受験勉強がない高校だからできることですね。本は夏休みの前に指定して、休み中に読んでおきなさいと言ってもう放置です。でも「それ1冊試験範囲ですよ」と言って何回かこちらで説明しながら、かなり深く読んでくる生徒がいるので、答

案を読んだりするのが大変楽しいです。

【法学入門】

1学期は基礎の基礎として、ルールがなぜ必要なのでしょうか、あるいは道徳とどう違うのでしょうか。あとは、形式的構成要素というのは、条とは何ですか、項とは何ですか、号とは何ですか、但書とは何ですかと、そのような読み方の基本、それから実定法のなかから、憲法、刑法、民法の基本を触ってみましょう、こんなことをやっていると1学期が終わってしまいます。

具体的には、法が世の中になぜ必要か、というようなお話を皮切りに少し論理的に法の構造を提示します。その後例えば刑法では、構成要件該当性、違法性、有責性などの基本的な犯罪論の構造を確認し1学期は終わります。1学期の試験では「Aは不注意によってBの所有する大切なつぼを落としてしまい、回復できないほど壊してしまった。Aの罪状を述べよ」とか、「Aは、B殺害の目的で神社境内において丑の刻参りをしたところ、翌日Bは交通事故で死亡した。Aの罪状を述べよ」とか、このようなことをみんなで『六法全書』を開きながらできるようになります。生徒は意外と面白がってみんなやっています。

志木高校の場合は6月末に定期試験があり、それから7月20日ぐらいまでだらだら2学期の授業をやってそのまま夏休みに入ります。そのため、2学期に向けてさまざまな仕込みをし、山のようなリーディング課題を渡して「じゃあね」というアプローチが可能です。

ところで皆さんは「法内在的アプローチ」、「法外在的アプローチ」という言葉を聞いたことはありますか。法内在的アプローチとは、例えば刑法199条があることを前提に行う活動です。「ある人がナイフで人を刺して殺してしまいました。これが刑法199条殺人罪の規定（人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の拘禁刑に処する。）に該当するのでしょうか、しないのでしょうか」というようなことです。法曹家、弁護士さん、検事さん、あるいは警察官、裁判官はこの作業をします。法学部法律学科の授業でいうと、「〇〇法」という名前の講座がだいたいこれです。「憲法Ⅰ」とか「民法Ⅱ」などです。

それに対して法外在的アプローチというのは、法律を外から眺める視線です。私が習った宮澤先生は、この二つをバランスよく勉強しないと法律をまっとうに理解できんぞということをしつこくおっしゃっていました。例えば立法行為そのものがそうですね。外から眺めて、これは時代に合わないから作り直すということです。「法社会学」とか「法哲学」などで、授業の名前では「法〇〇」というのがだいたいこっ

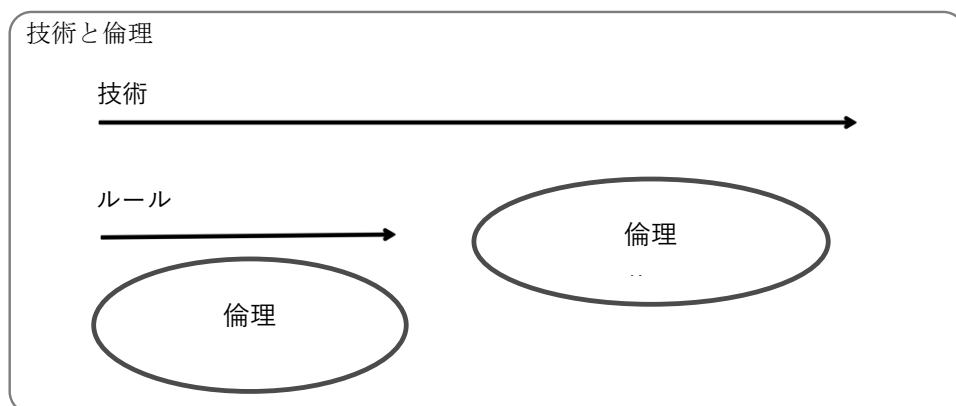
ちになります。

そんなことを前提に、「ライフと法」というテーマの下で事例を扱いました。ライフというのは、生命という意味と生活とか人生、生きざま、両方ありますが、命に関わる場所、あるいは人の生活に大きく関わる場所、言ってしまうと全体的といえるかもしれませんが、そのようなものを中心にやっていきたいと考えてこうしました。

自己紹介のときにお話しするのを忘れてしまいましたが、実は私、修士課程のときは理論社会学？みたいな法社会学をやっていました。法の妥当な根拠はどこにあるのかなど哲学みたいなことをやっていた、それは大変面白かったのです。ハンス・ケルゼンとかの法哲学などもその頃に一生懸命読んでいました。その後、博士課程に入ってから現場のことが知りたくなりました。修士の頃からよく世話になっていた看護学の先生の刺激で、博士課程は看護師研究をやっていたのです。

そこでやったのは、保健師助産師看護師法という法律です。それは昭和26年にできましたが、条文は基本変わっていません。看護師の仕事は、「療養上の世話」と「診療の補助」の二つです。この文字は変わっていない。だけど、時代を追うごとに同じような事件、残念ながら看護過誤の判例はたくさんあります。間違えて注射して患者さんを死なせてしまったみたいなやつですね。そういう同じような事件なんです、責任の取られ方が時代によって変わってくるというのを追いかけて、要するに博士課程では「看護が自立していくプロセスがそこに現れる」というようなことをやっていました。

そんな縁で、実はお医者さんや看護師さんと一緒に研究会をやったり、病院に調査に行ったりということが博士課程以降多くて、今もたまにお声掛けいただいたりしています。生命や医療といったものに関わりがあることをずっと扱ってきました。ですので、こんなテーマを志木高校でも使っています。



その際、生徒と共通理解としてまず、上の図を確認します。必ず先端技術はルールの空白地帯に出てきます。道路交通法を作った上で自動車の開発がされるわけではないですね。あんなものがないときに自動車ができて、何か便利だぞ、だけど人が死んじゃうかもしれない、どうしよう。じゃあ後からルールを作りましょう。原子力爆弾だってそうですね。後から出てきます。その空白地帯は何を埋めるか、これは倫理です。つまり私はどういう社会に生きたいのか、私はどんな生き方がしたいのか、「私」から組み上げていくしかありません。もっと言えば、実は今あるルール、刑法 199 条の基盤もここです。なぜか。だって「人を殺せば死刑」は正解ではないからです。みんなで議論して人間が「決めた」ものに過ぎないものです。

このようなことを共通理解にして、今年はずは「ハンセン病」の話をしました。詳しい方がいらっしゃるかもしれませんが、あれは法律ということからいうと立法ミスですね。立法ミスに基づいてとんちんかんな行政活動が行われてしまった。その大元は専門家の判断ミス、ハンセン病の専門医の判断ミス。

これは 95 年に反省文という、医学界では大変珍しいものが出ている。それを受けて 96 年に法改正がされ、裁判が起き、というものです。幸い、多磨全生園という、東京にある日本で一番大きいハンセン病の療養所は志木から 30 分ぐらいで行けますので、生徒と一緒に رفتり。今年はずはちょっと行く時間がなかったですが、あと、北條民雄が書いた『いのちの初夜』などを使いながら考えました。それから「出生前診断と母体保護法」。これは、「人はどこからヒトなのか？」という問題です。命は一体どこから法的に保護される命になるのだろうか。この問題に関しては倫理の問題、宗教の問題がものすごく深く絡んできます。ですので、これも『生命倫理学大辞典』の中の一部を一生懸命読んでもらったりしながら扱いました。それと、「脳死臓器移植」、これは安楽死・尊厳死にもつながるもので、「人はどこまでヒトなのか？」という問題です。スタートがあったので終わりの話です。そして、「大川小学校」になります。

大川小の問題は「人々の生きざまと法的保護の限界」という側面も持ちます。大川小学校は最高裁判所まで行ったのですが、地方裁判所の判決を受け双方控訴し高等裁判所控訴審です。授業ではその控訴審判決をみんなで読みました。印刷の仕方にもよりますが、A4 版で印刷して 80 ページくらいのものです。それは行政の側が不服で最高裁判所に上告しましたが、上告棄却という判断が下されて、控訴審判決が確定判決になりました。

【大川小学校】



※コンクリートたたき 1 段目より 2025 年 2 月 森岡撮影

これから大川小学校の話をしていきます。

大川小学校の場所をご存じでしょうか。宮城県の仙台より少し北。車で 1 時間半ぐらいのところにあります。南下してきた北上川が L 字型に曲がり太平洋にそそぐ最後のところに学校があります。かつては石巻の真ん中を通して海に流れる川だったのを、氾濫したときのためにグッと曲げて、別の川とつなげて、今の北上川になっています。大川小学校は、その河口近くにある学校です。海から 3.7 キロ上流の右岸です。

海拔 1.1 メートル。海との間に山の尾根がつき出ている、実は大川小学校に行くと分かりますが、海は見えないんです。河口までたった 3.7 キロで海拔 1.1 メートルであるにもかかわらず、感覚とすると海からかなり遠い学校になります。実際に住民の方の中にもそう感じていた方がいらっしゃったというお話も伺ったことがあります。

地震が起こる前の大川小学校は、周りに家屋や商店がいっぱいあって、この辺り

の一つの中心地でした。学校を見ると、カーブが多用されたちょっとしゃれた格好の二階建てコンクリート製の校舎です。

裏山の斜面にはコンクリートたたきが4段あります。そもそも地震の前に作られていたものなのですが、山崩れの危険があるということで、裏山が崩れないように工事をして段々になっているところです。この一番下のところで海拔十数メートルです。たたきそのものはかなり広くて、一番下の部分はグラウンドから1、2分で上がれるのですが、慶應志木高校の3クラス120人ぐらいいっぺんに上がっても全然余裕でした。地震のときの在校生の数は108名です。それに教員が十数名ですので、全員登っても大丈夫ぐらいの広さがあるたたきです。

こんな学校です。すごくのどかで、中庭に桜があって、野外劇場もありました（写真右下）。コンクリートの椅子があって、ステージがあって。それから体育館。体育館と校舎の間は、実は渡り廊下で2階部分はガラス張りというすごくしゃれた建物だったそうです。

それが地震の後どうなったか。2階の天井まで津波が襲いました。街はほぼ壊滅状態になりました。そして、石巻の大川小学校というところで何かすごいことが起きていたぞというのが、だんだん、3月11日の後、東京にも伝わってきました。

皆さん、2011年は、記憶はあるのかなぐらいのご年齢だと思いますが、私はもう当然大人で、慶應志木高校の教員をやっていて、あの日はたまたま仕事が休みで家にいました。東京です。ものすごい揺れでした。あの地震を経験したときに、本当に東北の方には申し訳ないけれども、この地震のど真ん中にいるのは自分だと確信しました。そのぐらいすごい揺れでした。

テレビをつけていたら、今ネットに流れている映像は人権等の問題で顔のところや流れていく車のウィンドウにモザイクがかかったりしていますが、もう手加減のないリアルタイムのライブ映像でした。ただ津波の流れを見て、映画なのか何だかという現実感がないのを、ただぼーっと見ていましたね。そのとき、大川小学校ではとんでもないことが起こっていたわけです。

2011年3月11日、当日の出来事を、ご遺族がまとめたデータを使って確認します。

14:46 地震発生

14:49 校庭避難

14:52 大津波警報

15:00 頃 地域の人や迎えに来た保護者が山への避難を進言

15:25～30 市の広報車が高台避難を呼びかけながら通過

15:36 避難開始 裏山ではなく、三角地帯（橋のたもとの土手）へ向かい、住

宅街の狭い路地を抜けようとした。移動できた距離、およそ 150 メートルほど。移動中に津波到着達

15：37 津波到達

犠牲者 生徒 74 名（うち 4 名はいまだ行方不明）教員 10 名

生存者 生徒 4 名 教員 1 名

上記のようなことが起きていたわけですが、当初は「石巻の大川小学校で大変なことが起きたらしい」という程度の情報しかわかりませんでした。ほどなく私も、大川小の事件を徐々に知ることになりますが、それは錯綜し二転三転してゆきましたが、今回は割愛いたします。とにかく「地震発生から 50 分間、校庭で何をしていただろうか?」、「どうして裏山に避難しなかったのか?」、疑問ばかりが大きくなってゆきました。そして、「これはただごとではないぞ」、「こうしてる場合じゃないぞ」という感じになりました。でも、こうしてる場合じゃないとして、じゃあ何をすればいいんだろうか。とりあえず新聞記事や本やネット、活字で調べられるもの、とにかく漁りました。知識の量だけ増えていくんですよ。知識の量はいくらでも増えていくんですけども、どうしても授業で話すことはできませんでした。私は高校の教員です。何かの形で生徒ときっちりこの問題は話をしなければいけないと思いながら、どの面下げて何の話をすればいいんだろうというのが、もう全く分からない感覚でした。

北上川は大川小の辺りで 400 メートルぐらいの川幅があります。北上川を遡上してきた津波はちょうど大川小脇の新北上大橋によってせき止められ土手を越えました。その流れが、陸地を遡上してきた津波とまさに大川小周辺で合流しました。

下流の砂浜の一番海辺のところには何万本の松の木が生えていたそうです。今、一本もありません。それが津波で根こそぎ引き抜かれて、津波として上流に向かって、それが凶器になっていくわけですね。川を遡上した松の木は橋げたに引っかかり一種のダムとなったそうです。流れをせき止められた津波が土手を越流して大川小学校のところで大川小学校のグラウンドに流れ込む。それと、下流から陸地を上がってきた住宅や木を巻き込んだ水が一緒になって、それが大川小学校の惨状ということになります。

私はどの面を下げてしゃべることができるのだろう。時間ばかりが立ってゆきましたが、現場に行くことができませんでした。社会学の大学院にいて調査について

も知識はあったはずなのに、です。調査は基本的には他人の家に泥靴で上がっていく側面がありますので、やはりそこはすごく慎重にという教育を受けました。それもあってでしょうか、誰に聞けばいいのか、迷惑にならないのか、いや、絶対迷惑だろうと。それは当然迷惑なんですよ。迷惑にならないはずがない。それでも、というのも自分の中でなかなかつかめなかった。

だけど2018年、仙台高等裁判所で控訴審判決が出ました。これは画期的な判決です。その後、行政側が上告し、最高裁で上告棄却の判断が出る。結果、仙台高裁の控訴審判決が確定判決になりました。法的な問題がここで一段階したわけです。これが一つ、私の心の中で何か自分自身を落ち着かせる拠り所になったのだと思いますが、その後やっと現地に行けるようになったという感覚です。ただ、それがコロナ直前なので、そのまますぐコロナになってしまいました。でも、行ったからといってすぐに授業はできません。行けるようになったというだけです。そこでいろいろなことを伺い、いろいろなことを見て、実際には2022年度から初めて授業で触れることができました。

具体的には、まず2022年度、3年生の修学旅行で原告団の遺族の方にホテルまで来ていただきました。ご遺族の方はたくさんいらっしゃるわけですが、人前に出てきてお話ししてくださる方は本当に限られています。できれば法律の授業をやっているので、裁判に関わった方に来ていただけないか、それもなんとかつてを頼って、高校生だったら話しに行ってやるよというお父さんが来てくださいました。

最初の2022年度はコロナで、生徒全員と現地を訪ねるのはちょっと難しかったのですが、翌2023年は全員で現地に伺い、それも原告団に参加されたお父さま、お母さまにご案内いただきました。お母さまの一人は、今年行ったときもそうでしたけれども、13年たっているわけですが、娘さんの話をするといわれわれの前で涙が止まらなくなるんですよ。それは、われわれは勝手に「13年たったな」と思っても、感覚とすると「13年しかたっていない」ということです。その事実がわれわれにはやはり衝撃だし、活字を読んでいたら分からないし、生徒もそれはびっくりするし、どうということだったんだろうと。

せっかくなので、前々からお願いをして、この裁判に関わった弁護士のおひとり、斎藤雅弘先生に全校生徒向けの講演会をお願いし、2年がかりでやっと実現して、今年の7月、夏休み直前にこの慶應大学三田キャンパスの会場で講演会をやり、お話をいただきました（2024年7月13日 第136回志木演説会「大川小学校津波裁判から学ぶもの」）。

この裁判はものすごく不思議な裁判で、国家賠償請求という形の裁判でした。国

家賠償法という規定に則ります。弁護士さんがおっしゃるには、国家賠償の裁判は、通常は20人、30人の大弁護団を引き連れて行って、それで勝てるか勝てないか。だけど、今回の大川小のものは弁護士がたった二人です。吉岡和弘先生、齋藤雅弘先生という二人の弁護士で行われました。それで最高裁まで行って勝ってしまったという、ものすごくいろいろなイレギュラーがある裁判です。

私はお二人が、「なぜこんな勝ち目のないといわれていた事件を引き受けたのだろうか」というのを個人的に知りたくて、二人の弁護士さんそれぞれにお時間を頂戴してお話を伺いに行きました。「なんでだろうね」とお二人ともニコニコしながら、「自分でも分からん」みたいなことをおっしゃっていました。一人の方は、ご遺族のお宅に伺ったときにお孫さんを亡くされたおばあさんが一言、「先生がいなかったら孫は死ななくて済んだんだ」ということをボソっとおっしゃったそうです。それを聞いて、「ああ、これはやらなきゃいけないと思った」とおっしゃっていました。

確かに、家も流され、家族も流され、職場も流されという人たちは、もう布団をかぶって寝てる以外何もできない状況ですよ。そういう中で100%の被害者ですが、残念ながら被害者が黙っていて正義が実現するような社会ではないわけです。いくら自分が悪くなくても、自分から何とかしろ、訴える、みたいなことをしないと救われない場面があります。友だちに殴られちゃった、「じゃあ、ママが何とかしてあげろわ」と言って友たちの家に苦情の電話を入れる。それが許されるのは子どもだけですね。残念ながら自分が100%悪くなくても、被害者自身が汗を流さなければ正義すら実現しない場面はいくらでもあります。まさにこの事件はそういう事件でした。

お金も、当然大金持ちの町ではありませんから。何年かかるか分からない。国家賠償だと通常だったら何十人の弁護団が必要だ。勝てる見込みがすごく低い。最終的に負けたとなると、訴訟費用を後で背負わなければいけない可能性だってあるわけです。だから心ある弁護士さんは、相談に行くと「やめといたほうがいいですよ」というアドバイスをしてくる先生がたくさんいたそうです。だけど、吉岡先生はそのおばあさんの話を聞いて、「しょうがない、やるか」という気になったと言うのですが、そこがちょっと私とすると腑に落ちなくて。同じおばあさんの話を聞いても、「でも、金にならないからやりません」というのはビジネスですから当然あるわけです。「その話を聞いて、吉岡さんはなぜやる気になったんですか」と聞いたら、「うーん」とニコって笑って、「分かんないな」と言っていました。吉岡先生も齋藤先生もすごく魅力的な弁護士さんです。

「本物のプロの大人の本気はすごいな」という感じですかね。そんなところを生徒が分かってくれたらうれしいなと思って、吉岡先生、齋藤先生のお話を生徒に聞い

てもらったんですが、こんなようなことをやっているわけです。

私が現地に行けるようになって何をやったかというのと、とにかく、いろいろな人に話を聞かなければと。いきなり行ったら話なんてしてくれないので、しょうがない、通うわけです。通っていると、「お兄ちゃん、またいるね。どうしたの？」みたいに声を掛けてくれる人がいたり、「いや、実は埼玉の高校の教員なんです。どうなっているのか本当に分からないんで、とりあえず来てみました」みたいなことを言うと、「じゃあさ、あそこの何とかさんっていうのがいるから、俺の名前何とかなんだよ、俺からの紹介だって行っごらん」と紹介してもらって行ったり、何となくそういうものが広がっていきました。当然、そこにはいろいろなイベントごとに新聞記者さんなどのマスコミの方など、いろいろな方がいます。そうすると、また地元の人とは違う情報をお持ちです。そんな話を伺ったり、それから法曹関係です。

この問題は、実は大学の先生たち、研究者も、いろいろな形で入っています。今日配ったプリントの最後に代表的な本を何冊か挙げておきましたが、その中の一つ、西條さんの『クライシスマネジメントの本質』というものです。これは社会学の先生が書いた本ですが、地震発生から津波到着までの50分間、わけの分からないグラウンドで、一体どんな心理構造になって、どんなパニック空間に大人たちが閉じ込められていったのかというようなことを細かく追いかけていってる、かなりの労作です。このような情報を積み重ねながら様々な人たちと知り合っていて、その結果あるところで、何となく、これは生徒に話してもいいのかなというような感覚を持つことができるようになったわけです。これが3年ぐらいかかりました。

少し法律のお話をします。皆さんの手元のプリントにもありますが、国賠償法を使って責任を認めさせることをしなければ損害賠償は勝ち取ることはできません。その国家賠償法第1条には次のように書かれています。「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」。法律学科の方はご存じの民法709条に意外と似ています。709条は「故意または過失によつて、他人の権利、または法律上保護される利益を侵害した者は」という条文です。

何が違うかというのと、「違法」という要素が入っています。公務員がやってわれわれに迷惑というか意に反する行為をすることはたくさんあります。逮捕とか死刑の執行とか。でもそれは合法です。国家賠償を認めさせるためには違法に迷惑をかけることが必要なことになります。つまり証明しなくてはいけない要素が増えるんで

すね。違法性というもの。

その法律の大枠のお話だけします。まずやらなければいけないことは、何かをしなかった、故意または過失。わざとやったなら故意ですが、どう見ても故意ではないですね。故意ではないので立証すべきは過失です。過失というのは簡単に言うと注意義務違反。ついうっかりです。そうすると、何かをしなかったことで責任を取るためには、しなければいけないという義務の範囲が決まらないといけないわけです。

そこで判決ではどういう流れになるかという、義務の範囲はどこでしたか、という点になります（後掲1）。これは法律を見ていくわけです。何とか法によると、あるいは、どこどこの県の就業規則によればなど、そこの授業中の扉は開けておかねばならないという義務がもしあったのだとしたら開けていなかったことが注意義務違反になる可能性が出てくると思います。

2番目。その義務を果たしていない、義務の懈怠があったか。これは事実の問題です。事実、実際に何月何日、この人は何やりましたかという事実の現場検証をしていく。それと、先ほど1でやった義務の範囲。これをぶつけて、違法性ととも果たしていたかいないかを考えてゆく（後掲2）。

最後、もし果たしていないところがあったら、義務の懈怠したものと損害に因果関係があるかどうか（後掲3）を検証します。この3段階をやっていく。

例えば、損害がありましたといったときに、義務の範囲が1で整理されます。仮にa,b,cの3項目あったとします。2の義務の懈怠の部分では、その3項目の義務が果たされていたかどうか、確認してゆきます。項目aについては義務を果たしていました。項目bについても果たしていました。でも、3項目目の項目cはどうもやっていない。それが通常の注意力をもってすれば予見可能で対応策を講じることができたとすると、これは過失による結果回避義務の懈怠です。その後は3で説明したように、過失と損害に因果関係の検討です。これがつながらないといけないわけです。これがつながると損害賠償。具体的にどうやってつなげるか。今回の場合は、「その義務を果たしていたら子どもは死なずに済んだか」という思考実験をします。そして、そのとおりでした。これのど真ん中にあったのが、実はマニュアルの整備だったんです。

法令上、皆さんも学校でアホみたいに毎年避難訓練をやったと思いますが、あれに向けての避難マニュアルというものを作らねばならない。市や県のほうから現場の小学校の校長先生に命令が来て、校長先生がそれを作って市や県に上げる。この上がってきたものを市や県はちゃんとチェックしておかなければいけないのが、マニュアルがいい加減だったんですよ。

その結果、グラウンドで50分間、ただただ大人たちが議論している間に津波が来て、「やばい、逃げよう」と言ったのが、津波が到着する1分ぐらい前で、しかも、後から考えれば最悪の方向に移動してしまった。津波は、3.11を経験したわれわれはもう知っているわけですが、水平移動してもしようがない。垂直移動するしかない。すぐ裏に山があったのに、水平移動してよりによって川の方角に逃げてしまったわけです。

ただ、これはご遺族の方も仰っていたのですが、あの現場の先生方は生徒を守ろうとして行動しているはずです。生徒たちだって助かりたいと思っている。だから誰も生徒を死なそうと思ってやっている人はいません。だけど、結果として最悪の選択肢を取ってしまった。

地方裁判所の第一審の判決は、「それでも現場の先生の判断ミスだ。そこに過失がありました。だから損害賠償」という判決でした。これに対しては、もちろん役所の側は控訴しましたけれども、ご遺族も控訴しているんです。どうしてかというと、「現場の先生の責任にするのがおかしい」と。もちろんお互いによくわかっている町ですから、現場の先生のことを全員知っているわけですね。あの先生を悪者にするのはどうしても話が違うだろうと。双方控訴しました。

仙台高等裁判所の下した控訴審判決は大変優れた判決です。その判決文を聞いて涙が止まらなかったというお父さまのお話を聞きました。具体的に何をやったかという、現場の教員たちがパニック状態になる現場を作ってしまった原因に、ちゃんと切り込んでゆきました。そしてそれは、「平時における組織的過失」、つまり地震が起こる前の、ちゃんと準備しなかった役所の責任なのだ、ということです。現場の先生が慌てずに済むような準備を怠っていた点に、過失を認めたわけです。これが、「平時における組織的過失」という法理です。

具体的には何かというと、それはそんなに難しいことではなかったんです。実は石巻市のマニュアルは、第一次避難、第二次避難、第三次避難まで書くことになっていました。第一次避難は、机の下に頭を入れて、まずは急所を守る。次、第二次避難、グラウンドに集まって点呼、生徒の生存確認。第三次避難、そこが駄目になったときに、次に逃げる場所を書いておく。ただ、第三次避難が「近所の公園や空き地」とかと書いてある。これは、もともと県から下りてきたときの、for example で入っていた言葉がそのまま。つまり、ちゃんと書かれていなかった。

あの近所は空き地も公園もないそうです。あるのは農地と町。ですから、それは教育委員会が見れば分かったはずなのに、教育委員会もそれを見逃した。しかも、不幸が重なったのは校長先生が不在でした。校長先生は当日、お子さんの中学校の

卒業式で午前中は勤務されていましたが、午後は現場を離れています。いないことに何の過失もありますが、最高責任者がいませんでした。そういう中で、マニュアルどおり第二次避難までやったけど、第三次避難どうしよう。山に逃げるべきだ。いやいや、崩れたらどうしよう。教員たちはあの極限状態の中でよりによって「議論」の中に突き落とされてしまったわけです。議論しているうちに50分たち、「津波が来た!」と慌ててちょっと高台、橋のたもとですね。標高5メートルぐらいらしいのですが、そこに行こうとしていたら10メートル近い波が来て、呑み込まれてしまった。その橋のたもとの山の裾野のところで、三十何名折り重なってご遺体が発見されたそうです。

その瞬間グランドには、78名の生徒がいました。犠牲になった生徒が74名、助かった生徒は4名です。そのうちの一人、たった一人だけマスコミの前に出てインタビューを受けるという選択をした男の子がいます。今、20代の青年です。彼のお話を聞くと、波をかぶったんだけど偶然山の斜面に打ちつけられ、一緒にいた友達に助けられて、なんとかずぶ濡れになりながらも助かったんだということでした。彼の話の中であつたのは、津波というのは水じゃなくて、物が飛んでくるんだと。がれきだとか、車だとか、そういうのが水の中に入ってくるから。水ではなくて物が来て。ですから、ものすごい破壊力を持って、生徒と教員を呑み込んでいったことをご理解ください。

そういう状況になってしまったのはなぜかという、第三次避難場所がちゃんと書いてなかったからである。そこがちゃんと書いてあったら、子どもたちは助かったかどうか。裁判の中で「助かりました」ということで、過失と因果関係があるということになるわけです。

◇控訴審判決文より

- ①（市教委及び大川小の運営に当たっていた公務員である大川小のC1校長、D教頭及びE教務主任は、平時において事前に、児童の生命・身体の安全を保護すべき義務を負っていたか、負っていたとすればその義務はいかなる性質の義務であったか。）について
- ②（市教委及び大川小の運営に当たっていた公務員である大川小のC1校長、D教頭及びE教務主任は、平時において事前に、大川小の児童の生命、身体の安全を保護すべき義務（本件安全確保義務）を懈怠したといえるか。）について
- ③（市教委及び大川小の運営に当たっていた公務員である大川小のC1

校長、D教頭及びE教務主任が、本件安全確保義務（本件危機管理マニュアル中の第三次避難に係る部分に、本件想定地震によって発生した津波による浸水から児童を安全に避難させるのに適した第三次避難場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載するなどして改訂すべき義務）を履行していれば、本件結果を回避することができたか（本件安全確保義務の懈怠と本件結果との間に因果関係は認められるか。）について

これは判決文の中の①、②、③の部分の冒頭部分です。①の部分と②の部分の間、②と③の間、それぞれ何十ページあるんですが、さっき言った①、②、③に該当する部分がこういうところになります。

さっき言った過失の時点、仙台地裁は当日のグラウンドにいた先生方の「現場過失」を起点にしていました。これは弁護士さんがおっしゃっていましたが、「現場過失一本主義」という言い方があるそうです。ところが仙台高裁は現場過失ではなく「平時における組織的過失」を解明しました。こちらを立証するほうがよっぽど大変です。高等裁判所は、この避難マニュアルの不備に光を当てたわけです。

この判決が語ることはいろいろあると思いますが、まず、「平時における組織的過失」ということです。「平時」です。慶應志木高校、慶應義塾大学も含まれます。そのときに、学校安全確保義務をちゃんと果たしているのでしょうか。いつ分かるかという、何か起きたときでないと分からないわけです。

コロナのときにわれわれは痛感しましたが、こういう問題は、うまく行っているときは手応えがないんですね。事が起きないから。失敗したときに初めて脚光を浴びるので、だいたいうまくという点で、うまくいっている場合が多いと考えたいのですが。これは学校に限定されません。

もう一つ大事なのは、判決が語らないものです。そもそも、なぜ裁判に訴えたのかというと、それは「空白の50分」と言われています。グラウンドに集まってから波に吞まれるまでの間、何やっていたのか。なぜうちの息子は死ななければいけなかったのか、うちの娘は。これがお父さん、お母さんたちの最初の疑問で、裁判に勝った今も実は答えを得ることはできていません。提訴当初は損害賠償なんて考えていないんです。

訴訟の中心にいた、只野英昭さんがこうおっしゃっていました。「本来であれば裁判を起こすような事案じゃない。だけど、うそをつかれたり、、、」。この只野さんの当時小学生の息子さんは証言に立って、マスコミの前でもお話をされた方ですが、

津波の後の教育委員会による聞き取りの場で、「グラウンドにみんなでいるときに山に逃げようって言ってました」とか「山に逃げるべきだって、何とか先生が言ってました」などの旨自分はしゃべったと言うのですが、石巻市が出した資料の中では、生徒からの発言として文字になっているものではそういう部分が全部削除されていて、「そんなことは聞いてません」という役所の鉄面皮の返答となりました。つまり、うちの息子はうそつき扱いされているみたいな、そういううそや責任回避ですね。

それから当時の石巻の市長の、「宿命」発言があります。でも、「宿命」ではなかったことは、数字でも明らかです。忘れてはいけないのですが、実はあの地震のときに、学校・教員が管理している中での津波の犠牲者は75名です。うち74名が大川小学校なんです。残りの1名は、隣の三陸町の中学校で、逃げていく途中で一人流されてお亡くなりになったそうです。つまり、ほとんど守りきったんです。

日本の学校行政は、これは誇っていいことです。毎年毎年、避難訓練をやり、それから無粋なコンクリートの校舎、1棟も倒れていません。校舎が倒れて死亡者、けが人は出ていないんです。逃げて、逃げ過ぎて、そもそも津波が来なかったというところもあるし、もっと言えば、大川小学校みたいにどうしたらいいんだろうって、逃げなかったけれどもたまたま津波が来なかったから助かってしまったところもあります。だけど、実は守ったんですよ。それは、犠牲があるのでなかなか脚光は浴びないですが、これはやっぱり忘れてはいけないところですね。

それと法システムの限界ですが、そもそもあの50分何があったのか、ご遺族はそれが知りたかったんです。お金が欲しかったわけじゃない。何を言っても答えてくれないから裁判を起こしたわけですが、勝訴しにもかかわらず結局、あの50分についての疑問はわからないままなわけです。つまり、さっき言ったような、あの3段階の論法に乗らないものは裁判というシステムからこぼれ落ちていくんです。これがリーガルの問題の限界です。これが知りたいと思っても、答えてくれない。じゃあ訴えてやる。訴えて何ができるかという、いくら払えという形で裁判を起こすしかありません。反省しろという判決文はありません。

あるお父さんが言っていました。「損害賠償といっても、税金が右から左に流れただけだろう」。つまり、あの人たちの自腹で払ったわけではないだろうということですね。別にぶん殴ってやるとか、ナイフで刺してやるというつもりは当然ないのは分かった上で、「あいつら、ただじゃ済まねえぞ」みたいなことを今でも言っているお父さんはいらっしゃいます。

今、もう10年以上たって、さまざまなことを忘れないようにいろいろなことが行

われています。そのひとつに「大川竹あかり」があります。



※大川竹あかり 2024 2024年3月 森岡撮影

山から切り出した竹で作られた灯籠が108本立っています。震災当時の全校児童数だそうです。毎年3月11日になるとこれが行われています。何かお手伝いできることがあればと思って私は毎年参加できる限りかかわらせてもらっています。準備が1月末から始まるのですが、竹を切り出して、ちょっとずつ穴を開けて。面白いですよ、行くと。このようなことを続けてやっています。

結局、教員としてどの面下げて現場の話ができるのか、わからないまま突っ走っています。生徒にとってどうなのとはともかく、私は楽しくやらせてもらっています。

これで皆さんに何が伝えられたか、ちょっと分からない部分はあるんですが、学校の教員は意外と楽しいぞということがまず伝わったらいいのかなと思っています。

どうもありがとうございました。

※当日は、「小さな命の意味を考える会」の佐藤敏郎さんのご厚意で、同会作成のパ

ンフレットを配布しました。また、映画『「生きる」大川小学校 津波裁判を闘った人たち』の寺田和弘監督より映像を拝借し、一部映写いたしました。この場をお借りして感謝申し上げます。

【大川小学校を考える基本文献など】

小さな命の意味を考える会 2019 『小さな命の意味を考える』、小さな命の意味を考える会 WEB 上にも公開されています

飯孝行（編著）2023 『子供たちの命と生きる 大川小学校津波事故を見つめて』、信山社

池上正樹・加藤順子 2012 『あのとき、大川小学校で何が起きたのか』、青志社

河北新報社報道部 2019 『止まった刻 検証・大川小事故』、岩波書店

河上正二・吉岡和弘・斎藤雅弘 2021 『水底を掬う 大川小学校津波被災事件に学ぶ』、信山社

Parry, Richard Lloyd 2017 Ghosts of the Tsunami, 濱野大道（訳）『津波の霊たち 3・11 死と生の物語』、早川書房

西條剛央 2021 『クライシスマネジメントの本質 本質行動学による 3・11 大川小学校事故の研究』、山川出版社

映画『「生きる」大川小学校 津波裁判を闘った人たち』 <https://ikiru-okawafilm.com/>